

医政メモQ&A

中医協について

中医協を舞台にした贈収贈送事件について、4月20日衆参両院の厚生労働委員会で集中審議が行われました。坂口厚労相は「中医協のあり方の検討」も議論しなければならないと述べております。

Q：中医協とはどんな組織ですか？

A：中医協は中央社会保険医療協議会の略称で、厚生労働省の12の審議会・検討会の一つです。

厚生労働省の審議会・検討会

- ①社会保障審議会②厚生科学審議会
③労働政策審議会④医道審議会
⑤薬事・食品衛生審議会⑥中央最低賃金審議会
⑦労働保険審議会⑧中央社会保険医療協議会
⑨社会保険審議会⑩独立行政法人評価委員会
⑪疾病・障害認定審査会⑫援護審査会

なお地方社会保険医療協議会が各地方社会保険事務局に置かれています。

Q：どんな事をするのですか？

A：診療報酬改定や薬価、保険材料価格の改定などの案件を厚生労働大臣の諮問に応じて審議し、文書をもって答申するほか、自ら厚生労働大臣に、文書をもって建議する事ができます。その根拠法は昭和25年制定の社会保険医療協議会法に基づいています。

Q：中医協の内容は？

A：総会のほか、次の4つの分科会・委員会で審議が行われています。

- ①調査実施小委員会 ②薬価専門部会
③保険医療材料専門部会
④診療報酬基本問題小委員会

厚生労働大臣は、協議会において専門の事項を審議するため必要があると認めるとき

は、その都度、各10人以内の専門委員を置くことができると定められております。

Q：どういう経緯で作られたものですか？

A：<中医協設立まで>

- 1) 昭和2年の健保法施行以来、診療報酬は、政管健保は人頭割請負方式、組合健保は組合と医師会との契約でした。
- 2) 昭和18年健保法改正で、診療報酬に点数単価方式が採用され、「診療報酬は、医師会や健保連、国保など関係者の意見を聞いて厚生大臣が定める」と改定されました。
- 3) 昭和19年6月、厚生省に社会保険診療報酬算定協議会が設けられ、学識経験者の意見も聞いて定められるように決定されました。(委員33名。うち診療担当側が歯科医師を含め3分の1の11名)
- 4) 昭和22年9月、算定協議会は健康保険診療報酬算定協議会と名称を改め、法制上の機関となり、診療報酬改定単価の決定に当たっては、算定委員会の意見を聞くことが条件となりました。(委員構成は全体で40人。うち診療担当側は10人)
- 5) 昭和23年8月健保法改正。協議会は再び社会保険診療報酬算定協議会と改称され、他に適正な保険診療の指導、監督を任務とした社会保険診療協議会も発足しました。

<旧中医協発足>

昭和25年4月、社会保険診療報酬算定協議会と社会保険診療協議会を統合し、中医協発足となりました(社会保険医療協議会法)。保険者代表、被保険者・事業主代表、診療側代表、公益代表の4者構成でした。

<新中医協発足>

昭和36年11月16日中医協改組法公布、施行。「支払い側」代表と診療側代表、公益側代表の3者構成となりました。(各8人の原案で

したが、医師会の反対で公益代表が4人となり、20名の構成となりました。)

Q:どんな人員構成ですか?

A:新旧の中医協の構成は表の如くです。

1号および2号の委員は各団体の推薦を受けた委員を厚生労働大臣が任命し、公益側委員は衆参両院の同意を得ることとされています。1号側委員の内訳は、政管健保、組合健保、国保という各保険者を代表して社会保険庁、健保連、国保連合会の推薦委員が任命されています。このほか、被保険者代表として連合の推薦委員、事業主の代表として日本経団連推薦委員なども任命されています。

また慣例(昭和36年の三師会の取り決め)により、2号側委員は8人のうち5人までを日本医師会が推薦。残る3人のうち2人が日本歯科医師会の推薦枠、1人が日本薬剤師会

の推薦枠となっています。

Q:任期は?

A:委員の任期は、2年とし、1年ごとに、その半数が任命されます。また中央協議会及び地方協議会には、それぞれ、公益を代表する委員のうちから委員の選挙した会長1人を置く事になっています(社会保険医療協議会法)。

厚労省が中医協の見直し策として、積極的な姿勢を示しているのは、公益委員を増員して、患者の代表を加えようとしていることですが、その患者代表が第三者的になりうるかどうかという点が今後の論点であろうと思われます。

(政策部長 藤原 秀俊)

<表>

旧中医協 (24人)		新中医協 (20人)	
保険者 (6人)	厚生省 健保連 国保中央会	支払い側 (1号側) (8人)	(保険者代表) 政管健保 組合健保 国保
支払い側 (6人)	(被保険者・事業主) 総評 日経連		(被保険者代表) 連合推薦委員 経団連推薦委員
診療側 (6人)	日本医師会 (2人) 歯科医師会 (2人) 薬剤師会 (2人)	診療側 (2号側) (8人)	日本医師会 (5人) 歯科医師会 (2人) 薬剤師会 (1人)
公益代表 (6人)		公益代表 (4人)	